

## 日本心理療法統合学会 入会審査基準

### 1. 会員資格

- (1) 正会員 心理療法統合の探求に関する実践家または研究者（大学院生を含む）
- (2) 準会員 正会員に準ずる者（心理学系学部学生を含む。なお、指導教員からの推薦を必須とする）
- (3) 賛助会員 本会の事業に財政的援助を寄せた個人・団体及び法人
- (4) 名誉会員 本会に特に功労のあった正会員（若しくは元正会員）、あるいは心理療法統合の探求と実践に多大の功績をあげた正会員（若しくは元正会員）で、理事会の推薦を受けた者

### 2. 入会審査

入会希望者の審査は、理事会において行う。

### 3. 入会基準

#### (1) 本学会会員からの推薦

本学会の会員である推薦者1名からの推薦を受けた上で申請するものとする。また、入会申込書推薦者氏名欄に推薦者の氏名および会員番号を記載するものとする。

#### (2) 研究歴・臨床歴（含、スーパーバイザーとしての教育・研修歴）など

入会資格の審査では、入会希望者の学歴、職歴、保有資格（臨床心理士、公認心理師のほか、それらに準ずる資格）、研究歴、研修歴（含、スーパーバイザーとしての教育・研修歴）、臨床歴を鑑み、入会可否を審査する。各経歴や保有資格などに不明点がある際、入会希望者に追加資料を請求した上で再審査を行うものとする。

#### (3) 大学院生に関する特例

臨床心理学あるいは臨床心理学近接・関連領域の大学院修士課程（大学院博士前期課程）ならびに大学院博士後期課程に在籍中の者の場合、その研究内容や研究指導者（指導教官）からの推薦により、保有資格の有無に関わらず、正会員として認める。これは、理事会において審査するものとする。

#### (4) 正会員の基準 以下のいずれかを満たすものとし、理事会において決定する。

##### ①資格

心理職において幅広く認められている資格ないしそれに準ずる資格（公認心理師、臨床心理士など）を保有していること

##### ②研修経験

十分な研修経験を積んでいる。

##### ③臨床経験

心理職としての実体を伴う実践経験を有する。

##### ④研究能力

研究能力に関しては、大学院修士レベル以上の研究能力を有すること。

以上

2020年11月2日 制定

2020年11月2日 施行